

鈴木胤『活語断続譜』と本居宣長の 語学研究(2)

松 繁 弘 之 *

1. はじめに

前稿(2005)において『活語断続譜』(以下,断続譜)の行を中心に解明した。本稿は断続譜の等を中心に解釈する。

2.1. 「等」

等は次のやうに八等に区分されてゐる。

- 〔一等〕 A [1] 本語ニテトマル
 - B [2] [ト] ニツヅク
 - B [3] キル、〔ヤ〕 ニツヅク
 - B [4] [カシ] ニツヅク
- 〔二等〕 A [5] 下ノ詞ニツヅク
 - B [6] [ハ] [モ] [カ] ニツヅク
 - B [7] [ヨ] [カ] ニツヅク
 - B [8] [ゾ] [コソ] ニツヅク
 - B [9] [ヲ] [ニ] ニツヅク
 - B [10] [ナリ] ニツヅク
 - C [11] [ゾ] [ノ] [ヤ] [何] ノムスビ
- 〔三等〕 B [12] [ベシ] ニツヅク
 - B [13] [ラン] ニツヅク
 - B [14] 一クサノ [ナリ] ニツヅク
 - B [15] [ラシ] ニツヅク
 - B [16] [メリ] ニツヅク
- 〔四等〕 A [17] 下ノ詞トナラベ云
 - B [18] [キ] [シ] [ケリ] ニツヅク

* 中部大学非常勤講師ー日本語研究史

- B [19] [アリ] ニツバク
 B [20] オホスル意ノ [子] ニツバク
 C [21] ナカレノ意ノ [ナ] ノトマリ
 D [22] 体ノ詞トナル 作用ノ詞ニカギレリ
 [五等] B [23] 現在ニテ [バ] ニツバク
 B [24] 古文 [バ] モジナクテモ其コ、ロトナル
 B [25] [ド] ニツバク
 C [26] [コソ] ノムスビ
 [六等] A [27] 命 [林] スルコトバ
 B [28] オホスルコ、ロノ [ヨ] ニツバク
 [七等] B [29] 未来ニテ [バ] ニツバク
 B [30] [ム] [マシ] ニツバク
 B [31] [ズ] [ヌ] [ナク] ニツバク
 B [32] 命スル心ノ古語ノ [ナ] ニツバク
 [八等] B [33] [シム] ニツバク
 B [34] 令ノ心ノ [ス] ニツバク

また、等は、ハシカキに「今其キレッツ、キニヨルワカチヲ譜ニ顯ハシテ」（286頁）とあつたやうに、活用語の用法を一覧するために設定されてをり、等の内部は次のやうに配列されてゐる。（但し、第五等 [24] はBとした。腹が接続用法の類例としてゐるからである。）

- A：下の詞へのキレッツ、キ ：独立用法：断と続
 B：下の辞へのツ、キ ：接続用法：続のみ
 C：上の辞 のムスビ・トマリ：呼応用法：断のみ
 D：転用

いま、この記述の量をみると、Bが最も多い。とくにBのみの第三等・第七等・第八等が存在することは注意すべきである。

- A : B : C : D :
 [一等] 1 : 3 : : :
 [二等] 1 : 5 : 1 : :
 [三等] : 5 : : :
 [四等] 1 : 3 : 1 : 1 :
 [五等] : 3 : 1 : :
 [六等] 1 : 1 : : :
 [七等] : 4 : : :
 [八等] : 2 : : :

そして、等の配列はAに注目すると、

- 〔一等〕 A [1] 本語ニテトマル
- 〔二等〕 A [5] 下ノ詞ニツバク
- 〔四等〕 A [17] 下ノ詞トナラベ云
- 〔六等〕 A [27] 命 [林] スルコトバ

大体に、断から続へと配列されてゐるといへる。なほ、詳しくは、「追考」を解釈してから再考する。

2.2. 「等」と宣長

以下、記述の少ないものから、宣長の研究との関係をもてゆく。

2.2.1. 転用

胤は、

- 〔四等〕 D [22] 体ノ詞トナル 作用ノ詞ニカギレリ

とする。宣長も同様に『漢字三音考』（以下、三音考）において、

「思ノ字ノ如キ。〔オモフ〕ハ平声ナルヲ。〔オモヒ〕ト体言ニ云フ【相思ナド云トキノ思コレナリ。】トキハ去声。……此類往々ニアレドモ。皇国ノ言ノ活用ノ精密ナルニ比スレバ甚疎也。」416

と述べてゐる。

2.2.2. 独立用法

胤は、

- 〔一等〕 A [1] 本語ニテトマル
- 〔二等〕 A [5] 下ノ詞ニツバク
- 〔四等〕 A [17] 下ノ詞トナラベ云
- 〔六等〕 A [27] 命 [林] スルコトバ

とする。第一等、第二等について、宣長も同様に『詞玉緒』（以下、玉緒）において、

「かくて此切る、辞は。ことゞく紐鏡の右行の段々にあり。つゞく辞は中行の段々にある也。」19

と述べ、また第四等、第六等も同様に三音考において、

「諸ノ言皆此格ニテ。第一ノ音【アカサタナハマヤラワ】ハ未ダ然ラザルニ用ヒ。第二ノ音【イキシチニヒミイリキ】ハ方 [マ] ニ然ルヲ下ヘ云ヒオクルニ用ヒ。第三ノ音【ウツスツヌフムユルウ】ハ方 [マ] ニ然ルヲ云ヒサダムルニ用ヒ。第四ノ音【エケセテネ

ヘメエレエ】ハ然〔洸〕セヨト令〔林〕スルニ用フ。」383
と述べてゐる。

2.2.3. 呼応用法

胤は、

〔二等〕 C [11] [ゾ] [ノ] [ヤ] [何] ノムスビ

〔四等〕 C [21] ナカレノ意ノ [ナ] ノトマリ

C [26] [コソ] ノムスビ

とする。第二等 [11]、第四等 [26] について、宣長も同様に玉緒において、

「紐鏡の三條〔みずぢ〕の大綱〔おほづな〕とは。右〔は〕〔も〕〔徒〕【徒〔ただ〕とは〔は〕〔も〕〔ぞ〕
〔の〕〔や〕〔何〕〔こそ〕などいふ辞のなきを今かりにかくいふ也。】の結〔むす〕び一條。
中〔ぞ〕〔の〕〔や〕〔何〕【〔いかに〕〔いく〕〔たれ〕の類みな同じ。】の結〔むす〕び一條。
左〔こそ〕の結〔むす〕び一條。此三條にして。これなんてにをはの主旨〔おほね〕なりけ
る。」18

と述べる。なほ、注意すべきは、宣長にある「〔は〕〔も〕〔徒〕の結び」が、断続譜の第一
等に設定されてゐないことである。

また、第四等 [21] についても、玉緒において、「勿〔なかれ〕の意の〔な〕」（204 頁）として
多くの例証歌を挙げてゐる。

2.2.4. 接続用法

（1）第一等についてみる。

〔一等〕 B [2] [ト] ニツヅク

B [3] キル、〔ヤ〕ニツヅク

B [4] [カシ] ニツヅク

宣長も同様に玉緒において次のやうに述べてゐる。

[2] 「〔と〕はすべて切る、語をつゞくるてにをは也。」188

[3] 「とぢめにおきて切る〔や〕の上は。必切る、格の辞より受るが定まり也。」127

[4] 「〔かし〕は切れたる辞の下に添ることば也。」219

（2）第二等についてみる。

〔二等〕 B [6] [ハ] [モ] [ガ] ニツヅク（上のかかり辞）

B [7] [ヨ] [カ] ニツヅク

B [8] [ゾ] [コソ] ニツヅク（上のかかり辞）

B [9] [ヲ] [ニ] ニツヅク

B [10] [ナリ] ニツバク

[6] [ハ] [モ], [8] [ゾ] [コソ] 以外については、宣長も同様に玉緒において次のやうに述べてゐる。

[6] 「つねに〔の〕といふ所をも。万葉には〔が〕といへることおほし。古今集よりこなたは。大かた体の語の下を受るは〔の〕。用の語の下を受るは〔が〕也。」121

[7] 「すべて語のとぢめにおきて切る、〔か〕の上は。つゞく格の辞より受る定まり也。」153

[9] 「さてまた ♪ よませ〔ける〕は。♪ ける〔を〕とか ♪ ける〔に〕とか。下へ辞を添へ心得る格也。♪ ける〔が〕と。〔が〕もじを添へて見れば。俗には心得やすし。」304

[9] 「♪ なり〔ぬる〕〔を〕 ♪ なり〔ぬる〕〔に〕などをつゞく時は。〔ぬる〕といひて。♪ なり〔ぬ〕〔を〕 ♪ なり〔ぬ〕〔に〕などとはいはず。然るを ♪ なり〔ぬ〕〔と〕 ♪ なり〔ぬ〕〔や〕などをつゞく時は。〔ぬ〕といひて。♪ なり〔ぬる〕〔と〕 ♪ なり〔ぬる〕〔や〕とはいはぬ格也。これ〔を〕〔に〕などと受ると。〔と〕〔や〕などと受ると。その受る辞によりてかはるなり。」227

[10] 「是にかぎらず。すべて〔なり〕といふ辞は。皆〔にあり〕のつゞまりたるなり。」222

(3) 第三等についてみる。

〔三等〕 B [12] [ベシ] ニツバク

B [13] [ラン] ニツバク

B [14] 一クサノ [ナリ] ニツバク

B [15] [ラシ] ニツバク

B [16] [メリ] ニツバク

宣長は接続用法を「つ」と「ぬ」を基本にして識別してゐる。(詳しくは、拙論(2004)を参照。) まづ、[12] [13] [15] については玉緒において次のやうにある。

「此〔つ〕は上件の〔ぬ〕と相ならびて同意にて。かれは〔な〕〔に〕〔ぬ〕〔ね〕とはたらき。これは〔つ〕〔て〕とはたらけり。さる故にかの〔な〕〔に〕〔ぬ〕〔ね〕と。此〔つ〕〔て〕とつねに相ならぶなり。【〔ぬ〕と〔つ〕とならび〔な〕〔に〕〔ね〕と〔て〕とならべり。】そはまづ〔ぬる〕と〔つる〕とならび。〔ぬれ〕と〔つれ〕とならび。〔ぬなり〕と〔つなり〕とならび。〔ぬべし〕と〔つべし〕とならび。〔ぬらん〕と〔つらん〕とならび。〔ぬらし〕と〔つらし〕ならべり。又〔なば〕と〔てば〕とならび。〔なん〕と〔てん〕とならび。〔なまし〕と〔てまし〕とならべり。又〔にき〕と〔てき〕とならび。〔にし〕と〔てし〕とならび。〔にけり〕と〔てけり〕とならべり。又 ♪ きえ〔ね〕 ♪ たえ〔ね〕 ♪ 忘れ〔ね〕などを。♪ きえ〔て〕よ ♪ たえ〔て〕よ ♪ 忘れ〔て〕よといひても同意にて。これ〔ね〕と〔て〕とならべる也。又〔てぬ〕と〔なぬ〕と同意にてならべる有。」226

また、[14]については玉緒において次のやうにある。

「○〔ぬなり〕と。上に〔ぬ〕【畢ンぬ也。】をおきてもいいひ。又ヰ声たて〔つなり〕などと。

〔つ〕をおきてもいいへり。」222

また、[15]については玉緒において次のやうにある。

「〔ぬべし〕〔ぬなり〕〔ぬめり〕〔ぬらん〕〔ぬらし〕などともつゞけり」224

(4) 第四等についてみる。

〔四等〕B [18] [キ] [シ] [ケリ] ニツバク

B [19] [アリ] ニツバク

B [20] オホスル意ノ〔子〕ニツバク

[19]には注が付されてゐるので後で検討することにして、それ以外については宣長も同様に玉緒において次のやうに述べゐる。

[18]「又〔にき〕と〔てき〕とならび。〔にし〕と〔てし〕とならび。〔にけり〕と〔てけり〕とならべり。」226

[20]「又ヰきえ〔ね〕ヰたえ〔ね〕ヰ忘れ〔ね〕などを。ヰきえ〔て〕よヰたえ〔て〕よヰ忘れ〔て〕よといひても同意にて。これ〔ね〕と〔と〕とならべる也。」226

[20]「此〔ね〕はいはゆる畢ン〔ぬ〕の活用〔はたら〕けるにて。仰〔おほ〕する辞也。」

211

(5) 第五等についてみる。

〔五等〕B [23] 現在ニテ〔バ〕ニツバク

B [24] 古文〔バ〕モジナクテモ其コ、ロトナル

B [25] [ド] ニツバク

これらについても宣長も同様に玉緒において次のやうに述べてゐる。

[23]「既に然る事をいふは。ヰ花さけ〔ば〕ヰ花ちれ〔ば〕ヰ月出れ〔ば〕ヰ月いれ〔ば〕などのごとし」92

[24]「右のごとく〔ば〕を略く格。〔け〕〔せ〕〔て〕〔ね〕〔へ〕〔め〕〔れ〕の下。〔や〕〔か〕〔ぞ〕〔こそ〕の上にかざれること也。」283

[25]「既に然る事をいふには〔ど〕〔ども〕と濁り。いまだ然らざることをあらましにいふには〔と〕〔とも〕と清ていふ。此清濁によりて上の受る言の格も異也。【ヰ花はさ〔く〕〔とも〕といふと。ヰ花はさ〔け〕〔ども〕といふとこれ也。外もこれになずらへてさとりべし。】」195

(6) 第六等についてみる。

〔六等〕B [28] オホスルコ、ロノ〔ヨ〕ニツバク

これについても宣長は、玉緒において

[28]「○仰〔おほ〕する〔よ〕」209

として、多くの例証歌を挙げてゐる。

(7) 第七等についてみる。

- 〔七等〕 B [29] 未来ニテ〔バ〕ニツバク
 B [30]〔ム〕〔マシ〕ニツバク
 B [31]〔ズ〕〔ヌ〕〔ナク〕ニツバク
 B [32] 命スル心ノ古語ノ〔ナ〕ニツバク
 B [33] 子ガフ心ノ〔ナム〕ニツバク

これらについても宣長は同様に玉緒において次のやうに述べてゐる。

- [29]「未然事をかねていふは。『花さか〔ば〕 花ちら〔ば〕 月いで〔ば〕 月いら〔ば〕
 などの如し。』 92
- [30]「○おほよそ〔まし〕は。〔ん〕を延〔⁰べ〕たる如く聞えて。大かた〔ん〕といふ
 と同じ意なり。……〔なまし〕〔てまし〕と。上に〔な〕〔て〕をおきてもいへり。」
 238
- [31]「○不のいまだ然らぬをかねていふときは〔じ〕といふ。」 222
- [32]「此〔な〕古事記日本紀の歌にもあり。いづれも皆〔ん〕と同意也。〔てな〕は〔て
 ん〕。〔なな〕は〔なん〕也。」 281
- [33]「願ふ意の〔なん〕」 234

(8) 第八等についてみる。

- 〔八等〕 B [33]〔シム〕ニツバク
 B [34] 令ノ心ノ〔ス〕ニツバク

まづ、[33]については玉緒において次のやうに述べてゐる。

- [33]「『たのむるといふは。万葉に令憑と令の字を添て書て。人をして頼ましむる意
 なれば。みづから頼むとは異也。』 228

また、[34]については紐鏡第 25 段の注において次のやうに述べてゐる。

- [34]「この“す”は令にて、令句・令着などなり。」

3.1. 第三等の注

第三等の注は次のやうである。

「此等用ノ詞ハミナ切ルヨリツバククニ 形状ノ詞ハミナツバクハイカント思ヒハカル
 ニ 用ノ詞モ本ハツバク也ケンヲ〔ル〕モジ上ト同韻ナル故ニ自然トツヅマリテキエタ
 ルナラン 証ハ イクヨ子サメヌ イクムスヒシツ ナンドヲハブキ 又独ゴツ云々カ
 コツ云々シリウゴツ云々と云タグヒモミナ〔ル〕ヲハブキ マタ令〔シム〕ノコ、ロの〔ス〕
 ヨリ〔ル〕ヲハブキテ下ヘツバクルコトアリ マタ此等ノツバク詞ノークサリノ〔ナリ〕
 ト云モ外ノ詞ニハアラズ〔ニアリ〕ノコ、ロナルガ語勢ノコトナルノミナル 皆証トス
 ベシ」 294

作用ノ詞の三等は一等(「切ル」)と同じであるが、形状ノ詞の三等は二等(「ツバク」)と同じである。例へば次のやうに。

一等 二等 三等

〔C〕 起ク：ク　：クル：ク　：第 16 会

〔G〕 青シ：シ　：キ　：カル：第 26 会

有ル：リ　：ル　：ル　：第 6 別

しかし、脇は作用ノ詞の三等はもとは二等と同じであつたと推測する。それは、ル文字がウ段であるため、ル文字が省略されたと考へることができるからである。なほ言へば、脇は行の注に

「⑩此七行本ハ上ノ起〔ウ〕等ノ八行又居等ノ三行ト同格ノ語ナリケンヲ〔キル〕〔ミル〕〔キル〕ナンド云ハ後ニ転ジタルニヤアラン　カクテ又〔ミル〕〔キル〕ナンドニテトマルト心得ルハイヨ、後ノコトカ

師ノ云ク試〔カ〕〔ム〕試〔ムル〕ト云ニ見〔ミ〕ノ本語残レリトゾイハレシ」292

と述べてゐた。したがつて、譜の格(型)、例へば、

一等 二等 三等

〔A〕 飽ク：ク　：ク　：ク　：第 1 会

〔C〕 起ク：ク　：クル：ク　：第 16 会

〔F〕 見ル：ミル：ミル：ミル：第 25 会

といふ格(型)は以前には、まづ、

〔A〕 飽ク：ク　：ク　：ク　：第 1 会

〔C〕 起Ⅰ：ク　：クル：クル：第 16 会

〔F〕 見Ⅰ：ム　：ムル：ムル：第 25 会

であつたのであり、次に、

〔A〕 飽ク：ク　：ク　：ク　：第 1 会

〔C〕 起Ⅱ：ク　：クル：ク　：第 16 会

〔F〕 見Ⅰ：ム　：ムル：ム　：第 25 会

となつたのであり、そして、

〔A〕 飽ク：ク　：ク　：ク　：第 1 会

〔C〕 起ク：ク　：クル：ク　：第 16 会

〔F〕 見Ⅱ：ム　：ミル：ム　：第 25 会

となり、最後に、譜の格(型)、

〔A〕 飽ク：ク　：ク　：ク　：第 1 会

〔C〕 起ク：ク　：クル：ク　：第 16 会

〔F〕 見Ⅲ：ミル：ミル：ミル：第 25 会

となつたと想定することができる。

さて、胤はその証拠を四つ挙げる。第一に、何（疑問の詞）があれば二等で結ぶ筈であるが、そのル文字が省略される場合を挙げる。

イクヨ子サメヌ（ル） イクムスヒシツ（ル）

第二に、体ノ詞を作用ノ詞に転用するとき、ル文字が省略される場合を挙げる。

独語：ひとりごとーる 託語：かごとーる 後語：しりうごとーる

goto ru	goto ru	goto ru
ひとりごつ	かこつ	しりうごつ

第三に、「令 [シ] ノコ、ロの [ス] ヨリ [ル] ヲハブキテ下ヘツバク」場合を挙げる。これは行への注に「④此行ノ詞ニ越 [コ] シムヲ [コス] ト云コトアリ」(289 頁)とあつたやうに、活用の格（型）が二つある場合である。第四に、[ナリ] の接続について「[ニアリ] ノコ、ロナルガ語勢ノコトナルノミナル」としてゐる。（所謂推量の助動詞「なり」ではないとする。）

二等一なり：オクルなり

三等一なり：オクなり

3.2. 第三等の注と宣長

証拠の第一については宣長も同様に紐鏡の本文において次のやうに述べてゐる。

「また、ここに記せる辞の中にも、この定まれる格をはなれて

用たる変格もあり。たとへば、「いくよ寝ざめぬ須磨の関守」とよめるなど、上に“いく”とあれば必ず“ぬる”とむすぶ格なるを“ぬ”とむすぶる類なり。」

証拠の第三については宣長は『玉あられ』において次のやうに述べる。

「[こゆ]と[こす]とは、自他のけぢめあり。まして川に[こす]といふことあらめやは、【今世に、川ごしとて、人を渡す者あり、これはみづから渡ることをいふとはかはりて、川ながらも[こす]といふべきよしあるなり、】」504

また、『活用言の冊子』（以下、冊子）凡例において次のやうに述べる。

「一、同シ詞ヲ、コ、ニモカシコニモアグル事アリ、ソハ自他ノ意ニヨリテハタラキカハリ、又自他ノミナラズ、イクヤウニモハタラク詞多シ、コレラ、ソノハタラキニヨリテ、コ、ニモカシコニモイダス」522

証拠の第二については今後『古事記伝』を調査するときに検討する。

証拠の第四については第三等B [10] について述べたことと同様である。

4.1. 第四等の注

第四等の注は次のやうである。

「此等ヨリ有ニツク時 多クツマリ転シテ 第四ノ韻トナル其中ニ 居 [7] リノミハ第五ノ韻トナル也」294

それを具体的に次のやうに述べてゐる。

「〔アリ〕ニツマク寸〔キアリ〕ハ〔ケリ〕トナリ〔シアリ〕ハ〔セリ〕トナルタグヒ多シ〔キアリ〕ハ〔ヲリ〕トナル〔クアリ〕ハ〔カリ〕トナル」287

4.2. 第四等の注と宣長

宣長も玉緒において同様に次のやうに述べてゐる。

「さて『』ならしは『』にあらしのつゞまりたる辞。『』からしは『』くあらしのつゞまりたるにて。」241

「『』物に〔ざりける〕といふ事。古歌にをりゝあり。これは『』物に〔ぞ〕あり〔ける〕の。〔ぞあり〕をつゞめて〔ざり〕といへる也。【不有来〔判ル〕にはあらず。】」223

また、紐鏡第13段から18段の注において次のやうに述べてゐる。

「この六段は第四の韻より〔り・る・れ〕とつづきて留るなり。万葉にこの類の詞をば、有ノ字をそへて聞有・成有・立有とやうに書きたり。」

ただし、ヲリについては、『字音仮字用格』（以下、用格）において、「又居〔ル〕ヲ乎流〔ル〕トモイヒ、」（331頁）と述べてゐるが、ヲリがキアリの変化したものであると考へてゐたかは不明である。今後『古事記伝』を調査するときに検討する。

5.1. 第六等の注

第六等の注は次のやうである。

「此等ノ来 [コ] ハ キノ転タルナリ 今俗語出来 [イコ] ズヲ デキ又デケヌト云ハカヘリテ本語ニチカキナラン」294

即ち、来はキ→コ→キ/ケと音が転じたとする。

5.2. 第六等の注と宣長

宣長は『玉勝間』において次のやうに述べてゐる。

「もろゝの用言〔ハタキトバ〕、第一の音より第四の音までに活〔ハタ〕きて、第五の音にはたらくは無きを、来〔ク〕の、許〔コ〕とも活〔ハタ〕くのみ、第五の音なるは、いとめづらしきこと也、」下119

また、宣長は冊子の凡例においても次のやうに述べてゐる。

「一、第五ノ音ハ、スベテ萬ノ詞ニ活用ナシ、第五ノ音ニハタラカシ言フモノハ、コトゞ

ク転訛ノ俗言ナリ、此事ナホベツニイフベシ、」522

6.1. 第八等の注

第八等の一つの注は譜の表示方法に関するもので、凡例に相当するものである。それは次のやうである。

「コノ内〔シム〕ニツヅキテ〔ス〕にツヅカヌナリ又スニツヅク寸モジノカハルコトノアルハ○キ印ノ中ニシルス」286

この〔ス〕に続くとき「モジノカハル」ものは次のものである。

〔D〕第23会：エ→エサ 第23会：ネ→ネサ 第23会：ヘ→ヘサ

〔E〕第23会：キ→キサ 第24会：セ→セサ

〔F〕第25会：イ→イサ

さて、第八等の注のもう一つは次のやうである。

「此等ノ〔ス〕ニツヅク詞モジ第一ノ韻ト第五ノ韻トニナルガアルハ ミナ〔サス〕ノサモジニ合テツマリタルナリ」294

まず、第一ノ韻となるものは次のものである。

〔B〕第11会：ヘ→ハ 第13会：エ→ヤ

〔C〕第20会：ミ→マ 第21会：イ→ヤ

また、第五ノ韻となるものは次のものである。

〔C〕第16会：キ→コ 第17会：チ→ト 第19会：ヒ→ホ

第22会：リ→ロ

〔F〕第25会：ヒ→ホ

6.2. 第八等の注と宣長

宣長は用格において次のやうに述べてゐる。

「又十行各五音相通ズル中ニ、初五ト二四ト三五トハ、殊ニヨク通ズルモ、」331

宣長も第一ノ韻と第五ノ韻が交替することのあることを述べてゐるが、胤のやうにサによるものであるとするかは不明である。今後『古事記伝』を調査するときに検討する。

7.1. 「附録」

胤は附録とテニヲハの活用について次のやうに述べてゐる。

「テニヲハノ活用ノコト

〔1〕〔ベシ〕〔コトシ〕ハ二十六会ノ格也

- [2] [ツ] ハ [テ] [ツル] トウゴクコト九会ノ [アツ] ノ格ニ同ジク但 [シム] ニツバ
カヌバカリ也
- [3] [ヌ] ハ往 [イ] ノ詞ニ同ジ
- [4] [ム] ハ [メ] [マ] トウゴクノミナレドモ五会ノ格ニ近シ
- [5] [不 [ズ]] ハモトウゴカヌ詞ナリ [ザリ] [ザル] [ヌ] [ザレ] [ネ] ト [有] ヲソ
フル寸ハ万ツ [有] ノ格ニ同ジ
又① [有] ヲハブキテ [ケリ] ニツバキ [テ] ニツバキ
②下ノ詞トナラベ
③ [バ] ニツバキ
ナンドスルハ [ヨク] [アシク] ノ [ク] と同韻ノ故カ
- [6] [マシ] ハ [マク] トウゴクノミナリ [ベシ] ト似タレドモオナジカラズ
- [7] 又 [ケリ] [メリ] [ナリ] [セリ] [タリ] ハヨロヅ [アリ] の格也。」 294

7.2. 附録と宣長

まづ、宣長と胤とがほぼ一致するもの [1] [2] [3] [4] [7] についてみる。

[1] については、冊子の第26会において宣長の次のやうな記入がある。

「コ ○*ゴトシ*如○*心ニクシ○コシ○コハシ○コチタシ」 542

「ヘ ○ ○ヘ ○*何ベシ ○ 」 543

[2] については、玉緒に次のやうにある。

「○〔てば〕 これは〔たらば〕といふ意にて〔なば〕と相双ぶ辞也。【すべて〔な〕と〔て〕とあひならぶこと六の巻の〔つ〕〔つる〕の部にくはしくいへり。】」 93

「○〔てき〕〔てし〕〔てば〕〔てよ〕〔てん〕〔てけん〕〔てまし〕〔てしがな〕〔てけり〕
右のたぐひの〔て〕は〔つ〕の転用也。此事六の巻〔つ〕〔つる〕の部に委くいふを考ふべし。」
200

[3] については、玉緒に次のやうにある。

「○此〔ぬ〕はいはゆる畢ン〔ぬ〕也。【〔ぬる〕〔ぬれ〕も同じ。】万葉に去の字を書て。〔な〕〔に〕
〔ぬ〕〔ね〕とはたらく辞なり。そのよしは。〔なん〕〔なば〕〔なで〕〔なまし〕〔なばや〕
などの〔な〕。又〔にき〕〔にけり〕〔にし〕〔にたり〕〔にけん〕などの〔に〕。又『きえ〔ね〕
『たえ〔ね〕『忘れ〔ね〕などの類の〔ね〕など。皆此〔ぬ〕のはたらきたる辞にて。
その言のつゞきにしたがひて。〔な〕共〔に〕共〔ぬ〕共〔ね〕共なるなり。」 224

[5] については、玉緒に次のやうにある。

「此〔ねば〕は皆〔ぬに〕といふ意也。」 287

「これは『物に〔ぞ〕あり〔ける〕の。〔ぞあり〕をつゞめて〔ざり〕といへる也。【不有来〔ザ
リケル〕にはあらず。】」 223

「これは〔ざりけり〕を〔ずけり〕といひ。〔ざりけり〕を〔ずけん〕といへる格也。」

289

「○〔ずて〕〔ずして〕の意也。」201

「右の〔ずば〕皆一つの意にて。〔んよりは〕といふ意也。」289

[7] については、冊子に次のやうにある。

「○アリ ○ヲリ居 ○ケリ来 ○ケリ辞 ○ナリ辞

○メリ辞 ○タリ辞 ○セリ ○テリ ○ヘリ

〔○エリ〕 ○レリ ○シカリ ○モタリ ○ハンベリ

此類ハ、オナジ(ラ)(リ)(ル)(レ)ノハタラキナガラ、(リ)

トスワルコトバナルユエニ、ベツニコ、ニ出セリ、」533

次に、宣長と胤とが異なるもの[4][6]についてみる。

[4][6] については、玉緒に次のやうにある。

「〔ん〕はことなる事なし。〔め〕は〔ん〕といふべき所を。上のかゝり〔こそ〕なれば〔め〕といふ。これはつね也。……又下を〔ど〕〔ども〕と受る時も。〔ん〕を転じて〔め〕といふ。」228

「又件の〔まく〕を略きて〔ま〕共いへり。『見〔ま〕ほし』『きか〔ま〕ほしのたぐひ也。』218

「右いづれも〔まく〕は〔む〕をのべたることばなり。」297

要するに、両者を対比すると次のやうになる。

胤：ムはマ、メと活用する：マクはマシが活用したものである

宣長：ムは　　メと活用する：マクはム　　が延言したものである

8. 「追考」

胤は追考として次のやうに述べる。

「此譜 形状ノ詞ト作用ノ詞トヲ分テ二譜トスヘシ 左アルトキハ却テ簡明ニシテ見ヤスカラン 但シ此譜ハ右ノ二種ノ詞ノキレツヅキノ格ノタガヒメヲクラベ見ルニハ便リヨキナリ」295

これによれば、断続譜の特徴は「形状ノ詞ト作用ノ詞」の「キレツヅキノ格ノタガヒメヲクラベ見ル」ために便利であるといふことである。まづ、代表例を確認しておく。

活用抄 一等 二等 三等 四等 五等 六等 七等 八等

〔A〕第1会：ク：ク：ク：キ：ケ：ケ：カ：カ

〔B〕第7会：ク：クル：ク：ケ：クレ：ケ：ケ：ケ

〔F〕第25会：イル：イル：イル：イ：イレ：イ：イ：イ

〔G〕第26会：シ：キ：カル：ク：ケレ：カレ：カラ：カラ

：カレ： ：(カ) ：

第 6 別：リ ：ル ：ル ：リ ：レ ：レ ：ラ ：ラ

さて、行の注に次のやうに述べられてゐた。

「⑩〇サテ上クダリノ三十六行ハミナ作用〔シヅ〕ノ詞ニシテ第三〔ウ〕ノ韻ニテトマル
詞ナリ」293

要するに、韻の対比は次のやうになる。

一等

作用：ウ ：

↑↓

形状：イ ：

また、第三等の注は次のやうにあつた。

「此等用ノ詞ハミナ切ルヨリツバククニ 形状ノ詞ハミナツバクハイカント思ヒハカル
ニ 用ノ詞モ本ハツバク也ケンヲ〔ル〕モジ上ト同韻ナル故ニ自然トツヅマリテキエタ
ルナラン」294

即ち、第三等が第二等と同一であるか否かである。

一等 二等 三等

作用B：ク ：クル：ク ：

↑↓ ←→

形状シ：シ ：キ ：カル：

リ：リ ：ル ：ル ：

また、行の注に次のやうにあつた。

「⑬此ヨリ下ノ三行ハ形状〔アリカ〕ノ詞ニシテ第二〔イ〕ノ韻ニテトマル但〔シ〕ト〔リ〕
トニモ聊カ差別アル故ニ第二等第四等ノハタラク韻タガヒアルナリ」293

これは〔リ〕が〔A〕の別格であるので、作用ノ詞と形状ノ詞の対比であるともいへる。

一等 二等 三等 四等

作用A：ク ：ク ：ク ：キ ：

作用B：ク ：クル：ク ：ケ ：

↑↓ ←→

形状シ：シ ：キ ：カル：ク ：

↑↓ ↑↓

リ：リ ：ル ：ル ：リ ：

したがつて、等の配列はこのやうな作用ノ詞と形状ノ詞の対比を明確にするためであるともいへる。

さて、脇は「形状ノ詞ト作用ノ詞トヲ分テ二譜ト」すると、「簡明ニシテ見ヤス」になるとする。

まず、作用ノ詞のみの場合を考へる。行の注に次のやうにあつた。

「⑫○作用ノ詞ノハタラキザマノ大形ハ初ノ六行ト後ノ三十行トノニツナリ」293

「⑩此七行本ハ上ノ起〔カ〕等ノ八行又居等ノ三行ト同格ノ語ナリケンヲ〔キル〕〔ミル〕〔キル〕ナンド云ハ後ニ転ジタルニヤアラシ カクテ又〔ミル〕〔キル〕ナンドニテトマルト心得ルハイヨ、後ノコトカ

師ノ云ク試〔カ〕〔ム〕試〔ムル〕ト云ニ見〔ミ〕ノ本語残レリトゾイハレシ」292

これによると、第一等と第三等、第七等と第八等は同一であり、統合することができる。実際、第七等と第八等については、神宮本の断続譜に「此二等ワクルニオヨバズ 一ツニスベシ」(300頁)と注記がある。

一, 三等 二等 四等 五等 六等 七, 八等

作用A: ク : ク : キ : ケ : ケ : カ :

作用B: ク : クル: ケ : クレ: ケ : ケ :

作用F: イル : イル: イ : イレ: イ : イ :

次に、形状ノ詞のみの場合を考へる。言ふまでもなく、形状ノ詞は〔シ〕と〔リ〕の二行であるから「簡明」である。

9. をはりに

以上から、胤の活用研究と宣長の語学研究は同質であるといへる。また、断続譜は宣長の研究の応用であつて、それは主として表示方法(図表化)に関する応用である。

引用文献

岡田稔・市橋鐸(1967)『鈴木胤』鈴木胤顕彰会

◇

大野晋編集(1970)『本居宣長全集 第五巻』筑摩書房

村岡典嗣校訂(1969)『玉勝間』(下巻)岩波文庫

◇

松繁弘之(2004)「本居宣長『詞の玉緒』における活用論」

『神戸市外国語大学研究科論集』第七号

松繁弘之(2005)「鈴木胤『活語断続譜』と本居宣長の語学研究(1)」

『中部大学人文学部研究科論集』第13号

(2005年6月15日 受理)